基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十四年六月七日（木曜日）を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する普通株式一株を一〇〇株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十四年五月二十三日

奈良県葛城市尺土一九番地

株式会社ツバキ・ナカシマ

取締役社長　近藤　高規

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である村田貴士が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年五月二十三日

東京都港区六本木六丁目七番六号六本木アネックスビル

ソーラー・ウインド・リミテッド

日本における代表者　村田　貴士

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である細谷久夫が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年五月二十三日

神奈川県伊勢原市伊勢原二丁目七番二九号

第一電子工業株式会社

日本における代表者　細谷　久夫

限定承認公告

本籍東京都新宿区高田馬場三丁目一六番、最後の住所埼玉県所沢市狭山ヶ丘二丁目六一四シャトレ狭山ヶ丘二〇二

被相続人　亡　安藤　宣利

右被相続人は平成二十三年八月十三日死亡し、その相続人は平成二十四年五月十四日さいたま家庭裁判所川越支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月二十三日

埼玉県狭山市水野二五三―四三

限定承認者　安藤歌奈子

限定承認公告

本籍埼玉県狭山市大字北入曽七五五番地一、最後の住所埼玉県狭山市大字北入曽七五五番地の一　二の六二四

被相続人　亡　宮原　勉

右被相続人は平成二十二年十二月三十日死亡し、その相続人は平成二十四年五月九日さいたま家庭裁判所川越支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月二十三日

埼玉県狭山市大字北入曽七五五番地の一　二の六二四

限定承認者　宮原　久子

限定承認公告

本籍東京都台東区浅草橋一丁目二三番地一三、最後の住所東京都台東区浅草橋一丁目二一番三号

被相続人　亡　粂野　良和

右被相続人は平成二十三年十一月二十五日死亡し、その相続人は平成二十四年五月十日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月二十三日

東京都台東区浅草橋一丁目二番一〇号浅草橋ハビテーション三〇一

限定承認者　粂野　良武

限定承認公告

本籍和歌山県有田市初島町里一五五七番地、最後の住所和歌山県有田市初島町里一五五八番地の一

被相続人　亡　中元　幸子

右被相続人は平成二十四年二月三日死亡し、その相続人は平成二十四年五月十七日和歌山家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月二十三日

和歌山県有田市初島町里一五五八番地の八

限定承認者　田中　美幸

限定承認公告

本籍熊本県人吉市蓑野町五〇八番地、最後の住所熊本県人吉市蓑野町五〇〇番地一

被相続人　亡　馬場上常次

右被相続人は平成二十四年二月八日死亡し、その相続人は平成二十四年四月二十五日熊本家庭裁判所人吉支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月二十三日

熊本県人吉市蓑野町五〇〇番地一

限定承認者　馬場上道弘

熊本市中央区京町一丁目一一番三号

限定承認者代理人弁護士　田中　俊夫

限定承認公告

本籍宮崎県延岡市山下町二丁目一番地一一、最後の住所宮崎県延岡市日の出町一丁目一八番地二

被相続人　亡　石川　重厚

右被相続人は平成二十四年二月五日死亡し、その相続人は平成二十四年五月十五日宮崎家庭裁判所延岡支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月二十三日

宮崎県延岡市昭和町二丁目二二三三

限定承認者　石川　悠樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額金五十五億円を金一億円減少して金五十四億円とし、発行済優先出資総口数十一万口を一口に対して五万円をもって二千口買入消却して十万八千口とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十四年六月二十六日であり、社員総会の決議は、平成二十四年五月十七日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.horwathsakura.com/program/upload/804.pdf

平成二十四年五月二十三日

東京都千代田区神田神保町一丁目一一番地

さくら綜合事務所内

サン・ダイヤモンド特定目的会社

取締役　安藤　隆夫

正　誤

ページ	段	行	誤	正
六二	上	三一	第五十二の	第五十二条の
同日環境省告示第五十四号（騒音に係る環境基準についての一部を改正する件）（原稿誤り）				
七一		終りから六	公布の日	平成二十四年四月一日
同日環境省告示第五十五号（特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準の一部を改正する件）（原稿誤り）				
七二		一三	公布の日	平成二十四年四月一日
同日環境省告示第五十六号（特定工場等において発生する振動の規制に関する基準の一部を改正する件）（原稿誤り）				
七二		終りから八	公布の日	平成二十四年四月一日
平成二十四年四月十日掲載の札幌家庭裁判所に係る平成二十四年（家）第三〇六号相続財産管理人の選任中（原稿誤り）				
一二一		終りから九	被相続人　亡　粂　龍子	被相続人　亡　粂　千龍子
平成二十四年五月二十一日（号外第一一〇号）掲載の柏プロパティー特定目的会社に係る第十三期決算公告（枠組）中（印刷誤り）				
八七	二	枠中	「純資産合計　288,179」とあるは「純資産合計10,288,179」の誤り。	

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　五月二十三日付第一一二号

六四ページ●同日付政府調達第九六号三二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部（配送料別）一三六円（本体一三〇円）